# 6 里親として

里親には子どもへの虐待の禁止、義務教育のほか必要な教育を 受けさせること、健康管理、秘密の保持、記録の整備や県への報 告などの義務があります。

### 7 里親会について

山梨県には、里親制度の普及や里親自身の資質の向上を目的と した里親の集まりである『山梨県きずな会』があります。

里親のニーズに沿った研修会の実施や会員同士の親睦を図る ための交流会などの活動を行っています。

### 8 里親に関する相談



里親制度に関心のある方、里親になりたい方は、お近くの里親 養育支援機関や児童相談所にお問い合わせください。

#### 里親養育支援機関 (里親家庭や里親希望者の総合的な支援を行います)

■(社福) 子育ち・発達の里 社会的養育機関エール里親支援センター

〒400-0123 甲斐市島上条 1440 番地

TEL 055-277-3093 FAX 055-225-6553 mail:satoohimawari@gmail.com

■(社福) 山梨立正光生園 里親支援センター・テラ

〒400-0856 甲府市伊勢 3-8-8

TEL 055-222-8012 FAX 055-288-8035 mail:terra-foster@y-risyou.net

#### 里親支援機関(里親訪問などの支援を行います)

■(社福) 葛葉学園 里親支援機関レッタ【県の指定】

〒409-0623 大月市七保町葛野 2467

TEL 0554-22-4806 FAX 0554-22-4886 mail: kuzuha@kuzuha.or.ip

○中央児童相談所 〒400-0851 甲府市住吉 2-1-17 TEL 055-288-1563 ○都留児童相談所 〒402-0054 都留市田原 3-5-24 TEL 0554-45-7838 ○山梨県子ども福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1457

# 里親になりませんか

# ~子どもたちの未来のために~



子どもは、親の深い愛情につつまれて、家庭で心身共にすこやかに育つことが望まれています。しかし、さまざまな事情により、自分の家庭で生活することのできない子どもたちがいます。こうした子どもたちを親に代わって、愛情と理解を持って育ててくださる方を「里親」といいます。

# 山梨県

## 1 里親には種類があります

○養育里親 ※5年ごと更新

様々な事情があって家庭で養育できない子どもを、親が引き取るまでの一定期間、養育します。

○養子縁組里親 ※5年ごと更新

将来にわたって、親が養育する見込みがない子どもを、自分の 養子とすることを前提に養育します。

#### 〇親族里親

親が死亡や行方不明、拘禁、疾病による入院等の事情により子 どもを養育できなくなった際に、親族(祖父母、きょうだい等)が 認定を受けて養育します。

○専門里親 ※2年ごと更新

虐待を受けた経験のある子どもや非行傾向や障がいのある子ど もを、経験と専門知識を活かし、養育します。

### 2 里親の要件等

- ◎ 子どもの養育について理解と熱意と愛情を有すること。
- ◎ 経済的に困窮していないこと (親族である場合を除く)。
- ◎ 里親研修を修了していること (親族里親を除く)。
- ◎ 里親を希望する人及びその同居人が欠格事由(※)に該当しないこと。
  - ※ 里親の欠格事由とは(児童福祉法第34条20)

里親希望者本人やその同居人が、児童虐待を行った者や児童買春・児童ポルノ禁止法等で罰金刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者、禁錮刑以上の罪で服役、執行猶予中ではない者などをいいます。

\*その他、心身共に健康であることも求められます。



# 3 養育費

子どもの生活費、教育費、医療費などが支給され、子どもが事故にあった場合などの補償もあります。また、養育里親(含専門里親)には、里親手当が支給されます。

### 4 里親になるまでの流れ



# 5 子どもの紹介から委託まで

#### I 委託の検討

その子にふさわしい里親との組み合わせを検討します。

#### Ⅱ 紹介

委託候補の子どもの状況などについ

て、里親候補者に説明します。

#### Ⅲ 面会

里親候補者と委託候補の子どもと面会を行います。

#### Ⅳ 外出•外泊

子どもが里親と面会等ですごす時間に不安を 感じなくなった時点で、子どもとの外出や外 泊を行います。

#### V 委託

里親宅に宿泊を重ね、里親と子どもとの関係 に問題がない場合、正式に委託をします。

#### VI 委託解除

家庭引き取り、満年齢(18歳)、養子縁組成立などの理由により委託が終了となります。